

## 契約書

裁判所ウェブサイト等の運用保守等（令和7年3月3日業務開始分）（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者株式会社NTTデータとは、別紙契約条項及び別添仕様書により契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

案件名称	裁判所ウェブサイト等の運用保守等（令和7年3月3日業務開始分）
案件内容・仕様	別添仕様書のとおり
契約金額 (税込み)	金 4,348,300 円 (うち消費税及び地方消費税相当額 395,300 円)
納入期限	令和07年03月31日
契約期間	令和07年03月03日 ~ 令和07年03月31日
納入場所・履行場所	別添仕様書のとおり
契約保証金	免除
備考	

この契約の締結の証として、本文書に対し発注者及び受注者が署名を行ったものを本システムで保存し、長期に渡って当該契約の成立及び内容を立証する。

令和07年03月03日

発注者 支出負担行為担当官  
最高裁判所事務総局経理局長  
染谷 武宣

受注者 〒135-6033  
東京都江東区豊洲三丁目3番3号  
株式会社N T Tデータ  
パブリックサービスデザイン事業部長 [REDACTED]

## 契約条項

別紙のとおり

## 契 約 条 項

### (業務の名称、内容等)

第1条 業務の名称、内容及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 裁判所ウェブサイト等の運用保守等（令和7年3月3日業務開始分）
- (2) 内 容 別添仕様書のとおり
- (3) 契約金額 金4,348,300円

（うち消費税及び地方消費税額 金395,300円）

### (成果物の納入期限及び場所)

第2条 成果物の納入期限及び場所は、別添仕様書のとおりとする。ただし、やむを得ない事由がある場合は、発注者及び受注者が協議して、これを変更することができる。

### (契約保証金)

第3条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

### (権利義務の譲渡等の制限)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を発注者の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

### (下請等の禁止)

第5条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (業務の監督等)

第6条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
  - (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議
- 2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

### (業務の検査)

第7条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

### (成果物の検査及び納入)

第8条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。

- 3 発注者は、必要がある場合には、受注者に指示して試験的にシステムを稼働して検査を行うことができるものとする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。
- 5 検査に要する費用は、受注者の負担とする。
- 6 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

- 第9条 代金は、一括で支払うものとし、受注者は、前二条の検査に合格した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、前項の支払請求書を受領した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅延の賠償)

- 第10条 発注者は、約定期間に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。
- 2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞又は成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。
  - 3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては遅滞又は遅延した部分の代価に対し、民法（明治29年法律第89号）第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨て、その額が100円未満であるときは、その支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

- 第11条 発注者がその責めに帰すべき事由により第7条第2項若しくは第3項又は第8条第2項、第4項若しくは第6項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(危険負担等)

- 第12条 成果物の納入前に生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受注者の負担とする。
- 2 成果物の納入前に天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となったとき

(一部の履行が不能となり、残存する部分のみでは契約の目的を達することができない場合を含む。以下同じ。) には、発注者は、受注者からの支払請求を拒むことができる。

3 前項の場合、発注者は、第15条第1項第4号に基づき催告を要せず無償で解除できるものとし、受注者は、発注者の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとする。この場合、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(契約不適合責任)

第13条 納入された成果物又は終了した業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、発注者は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。

2 納入された成果物又は終了した業務に契約不適合がある場合、発注者は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。

3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。

4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、第7条第2項若しくは第3項による検査を完了した日又は第8条第2項、第4項若しくは第6項に基づき成果物の納入を受けた日から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは行使することができない。

(秘密の保持)

第14条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第15条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号から第4号までに該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項又は別添仕様書に違反した場合（第4号を除く。）

ただし、違反がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合

(3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合

(4) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合

に準用する。

(受注者の契約解除権)

第16条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。このうち、第2号又は第3号に該当する場合は、何らの催告を要しない。

(1) この契約の条項若しくは別添仕様書に違反した場合（第3号を除く。）

(2) 著しく契約条項と異なる指示をしたため、この契約を履行することが不能となつた場合

(3) 民法第542条第1項各号に該当するときその他この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

4 第2項及び前項の規定は、民法第542条第2項に基づき契約の一部を解除する場合に準用する。

(違約金)

第17条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第18条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをしていい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が

独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならぬ。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項ないし第3項の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。  
(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)

第19条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法第404条に基づき算出される法定利率の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第20条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるとときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に

関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。）であるとき。

- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

（行為要件に基づく契約解除）

第21条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

（表明確認）

第22条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（再請負契約等に関する契約解除）

第23条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第24条 発注者は、第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要し

ない。

- 2 受注者は、発注者が第20条、第21条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第17条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第25条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当要求等」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(著作権等)

第26条 成果物等の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

- 2 受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。
- 3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物等を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。
- 4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作したプログラムその他の著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第27条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第28条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

# 仕様書

裁判所ウェブサイト等の運用保守等

(令和7年3月3日業務開始分)

(令和6年度の業務以外は参考記載である。)

## 目 次

第1 調達件名.....	1
第2 調達範囲.....	1
第3 作業期間.....	1
第4 成果物等.....	1
第5 要求仕様.....	2
第6 体制及び環境条件.....	2
第7 S L A (Service Level Agreement) .....	3
第8 業務の再委託.....	3
第9 知的財産権.....	4
第10 機密保持.....	4
第11 情報セキュリティに関する事項.....	5
第12 契約不適合責任.....	5
第13 受注者の条件.....	5
第14 その他 .....	6

別紙第1 運用保守業務

第2 機能要件一覧

第3 アプリケーション開発

## 第1 調達件名

裁判所ウェブサイト等の運用保守等（令和7年3月3日業務開始分）

## 第2 調達範囲

運用保守業務

- 1 概要
- 2 運用管理
- 3 システム保守
- 4 システム運用
- 5 オペレーション管理
- 6 障害対応
- 7 コンテンツメンテナンス
- 8 ヘルプデスク
- 9 定例会議
- 10 次期システムへの移行等

## 第3 作業期間

運用保守業務

令和7年3月3日から令和7年3月31日まで

（総委託期間は令和7年3月3日から令和7年9月30日までを想定）

## 第4 成果物等

### 1 成果物

項目番号	成果物	記載箇所	納入期限	備考
1	作業実績報告書	第14の6	令和7年3月31日 令和7年9月30日	

### 2 提出物

項目番号	提出物	記載箇所	提出期限	備考
1	作業報告書	別紙第1の第5 の2、3、同第 8の3	定例会議開催の前開 庁日正午	
2	議事録	別紙第1の第9 の2	定例会議終了後、5 開庁日	
3	データ消去に関する報告 書	第10の6	令和7年9月30日	

### 3 成果物等の書式

#### (1) 使用言語

日本語

#### (2) 用語の定義等

用語の定義は共通フレーム2013に従うこととし、成果物等中に共通フレーム2013に定義されていない用語を用いる場合には、用語の定義を明記すること。成果物等の作成に当たっては、図表等を用い、専門用語には解説を加えるなど、平易な記載とすること。

#### (3) 書式等

電磁的記録媒体によるものとし、

記録方式は、[REDACTED]及び[REDACTED]において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。

ア [REDACTED]及び[REDACTED]

イ [REDACTED]及び[REDACTED]

ウ [REDACTED]及び[REDACTED]

エ [REDACTED]

なお、書面及び図表等の電子データのファイルは、簡潔で一義的に理解できる体系的なファイル名とし、PDFファイル化できるものについては、PDFファイルに変換し、変換元のファイルも添付すること。

### 4 成果物等の納入又は提出場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

### 5 成果物等の形式（媒体の種類）及び数量

電磁的記録媒体（最高裁判所が指定するもの）または、最高裁判所が指定する方法による電磁的記録の提出 1式

### 6 検査の完了

最高裁判所が成果物に不備がないことを確認し、その旨の通知をした日をもって検査の完了とする。

## 第5 要求仕様

「別紙第1 運用保守業務」記載のとおり。

なお、運用保守の前提となる[REDACTED]及びアプリケーションの機能について、[REDACTED]は別紙第2、アプリケーションは別紙第3記載のとおり。

## 第6 体制及び環境条件

### 1 体制

(1) 機器の運用に係る責任者及びコンテンツメンテナンスに係る責任者を定めるとともにウェブ

サイトを円滑に運営するため、作業別のチーム編成を行うこと。

なお、最高裁判所が要求することを遺漏なく実現できるよう責任者の下に常時対応可能な業務を理解しているスタッフを選任し、作業体制を整えること。

(2) 他のウェブサイトとの連携が必要となる事項（例えば、動画配信においてYouTubeを利用したコンテンツ表示連携方法など。）については、受注者が主体となって調整を行うこと。

## 2 作業担当者

各作業チームには、次の条件を満たす作業担当者が1名以上参加していること。また、最高裁判所が必要と判断した場合は、作業担当者の変更を要請することがあるが、その場合は協議に応じること。

(1) Webサイト作成に係る経験を10年以上有すること。

(2) 担当分野に関する専門知識（ウェブデザイン、セキュアプログラミング、ウェブアクセシビリティ等）を有すること。

(3) セキュリティを担当する作業チームのリーダーについては、独立行政法人情報処理推進機構情報処理技術者試験センターの認定資格である「ネットワークスペシャリスト」、「情報処理安全確保支援士」の登録者、又はCertified Information System Security Professional (CISSP) もしくはこれらと同様の資格を有すること。

## 3 運用体制

システム管理及びハードウェアやソフトウェアの故障修復を実施する保守業務を実現できる体制を確保すること。また、運用管理手法が確立、明文化され遵守されていること。

## 4 作業実施場所

受注者の事業所内

## 5 環境条件

本システムの全てのアプリケーションの動作確認、アプリケーションの仕様確認、調査、プログラム解析及び修正を行うために必要となるハードウェア、ソフトウェア等による本番環境相当の保守環境を受注者の負担と責任において、受注者の作業場所に準備すること。また、ソフトウェアに関しては、バージョン等が一致するよう留意すること。

## 第7 S L A (Service Level Agreement)

使用する機器・回線等は、累計アクセス件数 [REDACTED] 以上、ピーク時アクセス件数 [REDACTED] を想定するものとし、利用者によるアクセスが集中しても遅延なく処理できる性能を保証すること。

なお、上記想定値以下でも動作が鈍いなど問題があれば最高裁判所と協議の上、無償で対応すること。

## 第8 業務の再委託

1 受注者は、原則として、本作業の全部又は一部を第三者に委託しないこと。ただし、受注者に

において業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合は、あらかじめ通知事項（再委託する相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲並びに再委託の必要性及び契約金額）を記載した書面により最高裁判所に申請し、承諾を得ること。

- 2 委託することについて最高裁判所の承諾が得られた場合、受注者は、再委託する相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同様の義務を負わせるものとし、再委託する相手方との契約においてその旨を定めること。

この場合、履行確保及び責任については、全て受注者が負うこと。また、受注者において、再委託する相手方の業務状況を全て把握すること。

## 第9 知的財産権

- 1 成果物等に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含め、成果物等を最高裁判所に提出したときに最高裁判所に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、最高裁判所及び最高裁判所が今後、システム改修及び保守等を行わせる者らに対し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利を含む。）に基づく利用を無償で許諾すること。
- 2 受注者は、最高裁判所の書面による同意がなければ、本作業に関連して発生した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- 3 受注者は、本作業に際し、第三者の知的財産権等を実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。

## 第10 機密保持

- 1 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。
- 2 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、次の各事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係る体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えいしないこと。
  - (1) 本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項
  - (2) 最高裁判所が提供した業務上の情報で部外秘を要するもの及び本作業中に知り得た裁判所のシステムの機能、構造、設置場所その他裁判所のシステムのセキュリティ管理上危機を招来するおそれがある一切の事項
- 3 受注者の故意又は過失によって、2の（1）又は（2）の事項が外部に漏えいする等の事故が発生し又はそのおそれが生じた場合には、受注者は、直ちに事故等の内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告し、問題解決に協力すること。
- 4 最高裁判所が提供する資料は、原則として貸出しの方法によるものとし、受注者は、当該資料

を本作業以外の目的に使用してはならず、最高裁判所の監督職員から返還依頼を受けたとき又は本作業期間の終了時に全て返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。

- 5 受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、最高裁判所の承諾を得ること。
- 6 受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用、物理的な破壊又は磁気的な破壊等の方法を用いて、作業用に保持している全ての情報（最高裁判所内で保管しているものを除く。）について速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を提出すること。

## 第11 情報セキュリティに関する事項

- 1 受注者は、本作業に当たっては、最高裁判所の定める情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- 2 受注者は、情報漏えい等の防止措置や不正プログラム等へのセキュリティ対策を講じ、本作業におけるセキュリティが確保できる体制を構築すること。
- 3 受注者は、提出する成果物等の記録媒体等に対し、最新のパターンファイルによるウイルスチェックを施すこと。
- 4 成果物等が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物等の情報セキュリティの確保に留意すること。

## 第12 契約不適合責任

- 1 最高裁判所は、成果物の納入後、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）がある場合は、受注者に対し、受注者の費用で取替え、補修、不足分の引渡しその他の措置（以下「履行の追完」という。）を請求することができる。
- 2 納入された成果物に契約不適合がある場合、最高裁判所は、相当の期間を定めて受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、その契約の不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、民法第563条2項各号に該当する場合は、催告をすることなく直ちに代金の減額を請求することができる。
- 3 前二項の規定は、民法第415条の規定による損害賠償の請求並びに第541条及び第542条の規定による解除権の行使を妨げない。
- 4 契約不適合のうち種類又は品質についての前三項の権利は、成果物の納入後1年以内に、最高裁判所が受注者に契約不適合の旨を通知しないときは行使することができない。

## 第13 受注者の条件

- 1 受注者は、2以下の条件を満たしていること。なお、条件にある資格・認定・実績等の事実を最

高裁判所に対し、書面をもって説明できること。

## 2 基本条件

- (1) 個人情報保護管理体制が確立されており、かつ確認できること。
- (2) 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に関する知識を有すること。
- (3) 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に関する知識を有すること。
- (4) セキュリティ（安全性）に関する知識を有すること。
- (5) CGI、PHP、javaなどプログラムの知識を有し、改修作業が実施可能のこと。
- (6) 業務の遂行に係る連絡、調整等を行う営業拠点を東京都内に有すること。
- (7) ウェブアクセシビリティに関する知識を有すること。

## 3 情報セキュリティに関する条件

ISO/IECQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。又はこれと同等の情報セキュリティ管理体系、品質保証体系及び個人情報保護体制を確立していること。また次の基準を理解し、遵守すること。

- (1) 経済産業省「情報システム安全対策基準」
- (2) 経済産業省「コンピュータ不正アクセス対策基準」
- (3) 経済産業省「コンピュータウィルス対策基準」
- (4) 経済産業省「システム管理基準」

## 4 社内教育に関する条件

設計、開発及び構築業務を行う運用担当者に対して、以下の内容の教育を実施していること。

- (1) 最新の情報技術に関する教育
- (2) モラル教育
- (3) セキュリティ教育
- (4) 個人情報保護に関する教育
- (5) 守秘義務に関する教育

## 5 サーバのホスティング実績に関する条件

過去5年以内に、官公庁のウェブサーバのホスティング業務を12か月以上（現在の契約を含む。）請け負った実績を有すること。

## 第14 その他

- 1 受注者は、定期的な問題の提示等、本システムの恒常的な改善に努め、本システムの改修が必要な場合は、改善、操作性、保守性及び費用対効果を十分に考慮した改修方法等（改修に要する工数を含む。）を提案すること。
- 2 受注者は、仕様に関して、解決困難な問題が発生した場合には、隨時、最高裁判所又は最高裁判所が指定する第三者からの照会に応じ、原因の切り分け及びその解決に協力すること。
- 3 受注者は、本作業に関連して、最高裁判所が質問に対する回答又は資料の提出等を求めた場合

は、適切に応じること。

- 4 本作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途最高裁判所に対し請求しないものとする。
- 5 本作業に関連して、受注者が必要とする作業場所等は、本調達の性質上当然に最高裁判所が提供すべき場合及び本仕様書に記載されている場合のほかは、受注者が用意するものとする。
- 6 受注者は、年度末及び本作業終了時に、本作業の作業項目及び作業工程ごとの工数を示した作業実績報告書を提出すること。
- 7 受注者は、本作業等に関して問題が発生した場合には、その経緯、原因及び解決策等を最高裁判所に書面で報告すること。
- 8 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、最高裁判所と受注者との双方の協議により決定するものとする。

## 運用保守業務

### 第1 概要

#### 1 基本的事項

- ・受注者は、本システムの稼働・運用に要する一切の環境を整備・構築するとともに、システムの運用サービス及び付随するサービスの提供を行うものとする。
- ・受注者は、本仕様書に定めるサービスを [REDACTED] により提供するものとする。

#### 2 基本要件

本システムのサービス提供に関わる基本要件は以下のとおりとする。

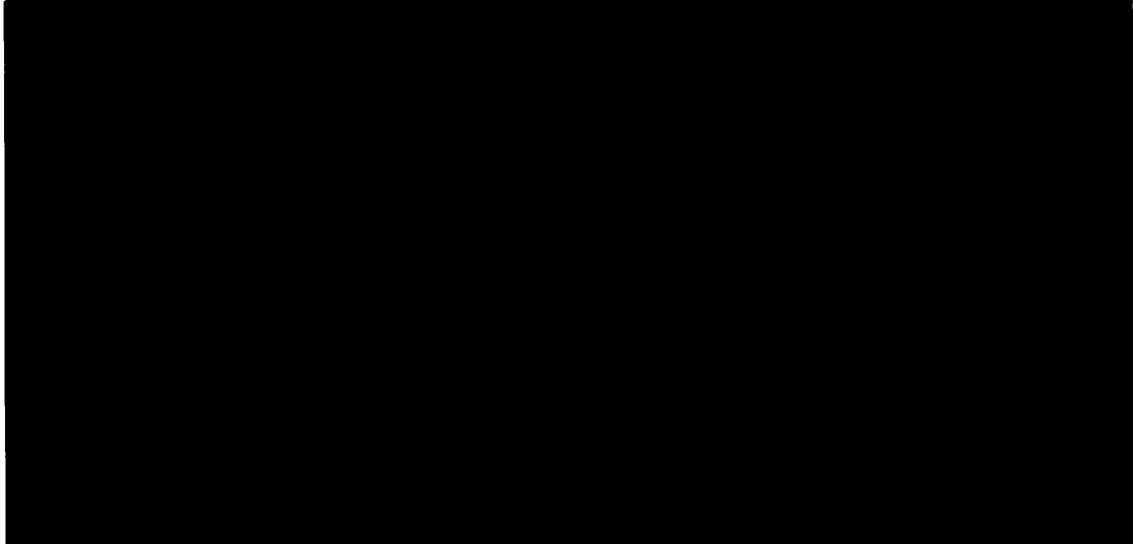
- ・技術動向や業務処理の変化等への柔軟かつ迅速な対応
- ・安全性、安定性及び拡張性が確保されたシステム構成と運用体制の提供
- ・セキュリティが確保された安全な運用、サービスの提供

#### 3 システムの稼働時間

原則、24時間365日のサービスとする。保守作業等でシステムを停止する必要がある場合は、最高裁判所と受注者が協議の上、日程を定めることとする。

#### 4 サービスレベル

以下のサービスレベルを確保するように努めることとする。



### 第2 運用管理

#### 1 全体管理

- ・システム保守・運用に当たっては、必要に応じて情報処理技術者や機器等の保守要員を配置するなど作業量及び作業時間を考慮して作業が適切かつ効率的に実施できる適切な体制整備・人員配置を行うこと。

- ・システム運用マニュアル、機器等の保守・運用マニュアル、障害時対応マニュアル等ドキュメントをいつも最新状態に整備し、これに基づき安定したサービスの提供を行うこと。
- ・職員から本システムに関する各種問い合わせに対応すること。
- ・システム異常通知があった時には、業務責任者の管理のもと、速やかな問題解決を図ること。
- ・メール等により異常を検知出来るシステム構成とすること。

## 2 システム管理

- ・OS・ブラウザのバージョンアップに対応すること。
- ・ウェブサイトへのアクセスログを取得すること。
- ・安定した運用サービスの提供のため、機器、OS、ミドルウェア、ソフトウェア、ネットワーク構成（機器構成、接続構成）などについて、構成管理を行うこと。
- ・システムで扱う電子媒体については、内容と媒体の関連付け管理（媒体管理）を行うこと。

## 第3 システム保守

システムの安定的運用をはかるため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。なお、令和7年度においては、最低でも年1回はシステムの見直しを図り、OS、ミドルウェア、ソフトウェアのバージョンアップについても保守費用に含めること。保守費用に含めることができないものについてバージョンアップが必要となる場合は、最高裁判所と協議すること。

受注者は、本システムを構成するサーバ装置、端末及び通信回線装置上で利用するソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期間の終了に関する情報並びにこれらの変更情報を適宜提供すること。

### 1 保守管理内容

- ・ソフトウェア保守 OS 等ソフトウェアのパッチ適用を行うこと。  
なお、令和7年度においては、上記に加えて、バージョンアップもを行うこと。
- ・ソフトウェア運用に伴うデータベース領域の整備作業を実施すること。

### 2 設備・機器保守

- ・機器等の定期点検を行い、ハードウェア障害の早期発見・予防に努めること。
- ・ハードウェア障害発生時の保守対応方法・時間を定めること。

### 3 セキュリティ保守

- ・セキュリティパッチ適用など定期的なセキュリティ保守を実施すること。

## 第4 システム運用

- 1 運用マニュアルに基づいた運用を実施し、システムの安定稼働に努めること。

- 2 システム監視ツールを活用して稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。  
異常発生時には障害時対応マニュアルに基づき迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。  
具体的な監視項目は以下のとおり。
  - ・ネットワーク稼働監視を行うこと。
  - ・サーバの稼働監視を行うこと。
  - ・プロセス監視（OS系、アプリケーション系）を行うこと。
  - ・ログ監視を行うこと。
  - ・サーバの負荷監視（CPU、メモリ、ディスク）を行うこと。
- 3 サーバ及び運用管理端末のコンピュータウィルス対策や、本システムに対する不正アクセス等のチェックを常に実施するなど、万全なセキュリティ管理を行うこと。ウィルスや不正アクセスを検知した場合には、直ちに適切な対応を実施すること（サーバ上のファイルの改ざん検知など）。
- 4 24時間、365日システム運用が可能な体制を確保すること。

## 第5 オペレーション管理

### 1 データ管理

コンテンツデータについては、定期的にバックアップを行い、バックアップメディアを管理すること。また、障害が発生した場合の復元方法も含めて、データ管理計画を策定すること。

#### (1) バックアップ

- ・定期バックアップの実施
- ・障害時の回復目標に対応したバックアップ手法を定めること。
- ・1日1回以上バックアップを行うこと。

#### (2) バックアップメディアの管理

- ・バックアップメディアの管理場所、管理期間等の管理ルールを規定すること。
- ・バックアップデータには暗号化又はパスワード設定を行うこと。
- ・不要なバックアップ媒体を破棄する場合、データが媒体に残留しないようにすること。

### 2 稼働状況管理

#### (1) サーバ類やネットワーク機器の稼働状況、CPU・メモリ・ハードディスクの負荷状況、停止状態及びエラー状態等の運用状況を監視した作業内容が記載された作業報告書を毎月1回最高裁判所へ提出すること。ただし、機器等が異常停止した場合の報告は隨時行うこと。

#### (2) 連絡、報告一覧、計画停止

計画停止を行う日については、システム利用者への影響を考慮し、最高裁判所と協

議の上、決定すること。遅くとも計画停止の21日前までに最高裁判所へ連絡するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(3) 障害検知

障害を検知した場合には、できるだけ速やかに最高裁判所に報告すること。

(4) 不正侵入検知

不正侵入を検知した場合には、できるだけ速やかに最高裁判所に報告すること。ただし、不正侵入を防御できた場合であって、軽微なものは除く。

(5) 緊急停止

セキュリティに関する理由などにより、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、速やかに最高裁判所に報告すること。

3

- 
- 
- 各種のログは窃取、改ざん、消去されないように定期的に外部記録媒体に保存すること。記録媒体保管場所は、セキュリティカードや生体認証などにより入退室管理がされている環境とすること。なお、クラウドサービスを利用する場合は、保管場所は日本国内とし、かつIS027017/27018に準拠しているサービスを利用すること。
- 集計対象期間を任意に設定できること。
- ページごとのアクセス件数をページビュー数として把握できること。
- 閲覧者の使用するOSやブラウザ等が把握できること。
- 検索に利用されたキーワードが把握できること。
- 庁内側からのアクセスについては別個に集計すること。庁内側からのアクセス元IPアドレスは別途開示する。
- 最高裁判所から開示要求があった場合、速やかに開示できること。
- 受注者は、アクセスログ解析の結果及び記録したログから抽出したアクセス状況が記載された作業報告書を毎月1回最高裁判所へ提出すること。また、アクセス状況の報告項目の詳細については最高裁判所と別途協議の上、決定するものとする。なお、アクセス解析ツールは受注者にて準備すること。

## 第6 障害対応

障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止を想定し安定的な稼働管理を行うこと。障害が発生した場合は、最高裁判所に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。また、最高裁判所が障害を発見した場合、電話、メールによる問い合わせに対応すること。

### 1 障害対応について

- 障害発生時における受注者の対応等を記載した「障害時対応マニュアル」を作成し運用すること。

- ・障害が発生した場合の緊急連絡体制を確立すること。緊急時連絡対応可能な電話・メールの連絡先を明示し、あらかじめ体制等を提示すること。

## 2 障害発生時の初動

- ・障害発見時には迅速に最高裁判所へ連絡を行うこと。
- ・データセンターにおいて障害の一次切り分けを実施すること。
- ・万が一、ウェブサイトの閲覧に影響のある障害が発生した場合は、最高裁判所に状況の報告を行うとともに、可能な場合はインターネット画面にて利用者への周知を行うこと。
- ・セキュリティに関する理由などにより、システムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、速やかに最高裁判所に報告すること。

## 3 障害対応

- ・稼働診断、定期点検等により障害の予防を行うこと。
- ・障害対応の報告を行うこと。

## 第7 コンテンツメンテナンス (■で管理、作成できないコンテンツ（動画を含む。）)

- 1 コンテンツ掲載依頼から公開まで、掲載フローや所要時間の観点から、柔軟性を持って迅速かつ効率的に実施できる環境や体制が整っていること。
- 2 将来において、コンテンツメンテナンス業者が変更された場合には、引継ぎが円滑に行われるための具体性のある施策や体制を提案すること。
- 3 ■用ページテンプレート及び■用ロックパーツの作成等  
最高裁判所からの依頼に基づいて、■で利用可能なページテンプレート及びページテンプレート中で使用する情報表現の要素を組み合わせた情報要素の部品の設定及び作成を行うこと。

## 4 その他

### (1) ウェブサイトへの掲載内容作成等の対応時間等について

#### ア 対応時間

通常：裁判所の休日を除く日の午前9時から午後5時まで

(ただし、緊急を要する場合は時間を延長し対応すること)

緊急時：土曜日、日曜日、祝日及び年末年始など（24時間365日）に、コンテンツの改ざんなどが行われ、緊急で対応が必要な場合、これに迅速に対応すること。

イ 対応者：掲載内容の更新等の作業にあたり、責任者が対応すること（窓口を一本化すること）。

#### (2) 作業場所

受注者事務所等のセキュリティカードにより入退室管理がされている環境にて、■  
■によりアクセス制御されたVPN等のセキュアな通信手段を使用し、ウェブ

サイトにアクセスして作業を行うこと。また、本作業に必要な機器は受注者において準備すること。

### (3) 運用条件

ア コンテンツのメンテナンスは、メンテナンス運用時間において速やかにコンテンツの公開が行える体制とすること。

イ コンテンツの更新に際しては、テスト環境（ウェブサーバ内に非公開のテスト用ディレクトリを構築）で受注者による確認作業ができるようにすること。

## 第8 ヘルプデスク

受注者は、ウェブサイトを円滑に運営するため、最高裁判所からの問い合わせに対応すること（窓口を一本化すること）。

### 1 対応時間

原則として [REDACTED] まで。ただし、緊急時は、最高裁判所と協議の上対応すること。また、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを最高裁判所と協議の上、確実に実施すること。

### 2 対応手段

問い合わせの受付及び回答手段は、電話又は電子メールとする。これらの手段には優先順位を特に設けず、利用者がこれを選択できること。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

### 3 問合せ内容及び回答並びに対応に要した時間等を記載した作業報告書を毎月1回最高裁判所へ提出すること。

## 第9 定例会議

### 1 原則として月1回、最高裁判所との間で定例会議を行い、技術サポート等を行うこと。

定例会議の開催はウェブ会議とし、開催期日は最高裁判所と受注者との協議により決定する。

なお、定例会議に使用する資料（月次報告、進捗報告のほか、リスク管理、課題管理に関する資料等も含む。）は、原則として、定例会議開催の前開庁日正午までに提出する。

おって、必要に応じて資料等の提出を求める場合があるので対応すること。

### 2 受注者は、1の定例会議終了後、5開庁日以内に議事録を提出すること。

## 第10 次期システムへの移行等

将来的なシステム拡張、他システムとの連携、他システムへの移行等（いずれも他業

者の受託事業を含む）において、最高裁判所や関係業者等から協力を求められたときは、最高裁判所と協議の上、システムに関する情報開示やデータベースからのコンテンツのエクスポートを含め、必要な対応を行うこと。

## 機能要件一覧

(別紙第2)

### 機能要件一覧

要件詳細	分類	要件の概要	要件機能詳細
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

## 機能要件一覧

### 機能要件一覧

機能 詳細 ID	分類	要件の概要	要件機能詳細
31			
32			
33			
34			
35			
36			
37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			
64			

## 機能要件一覧

### 機能要件一覧

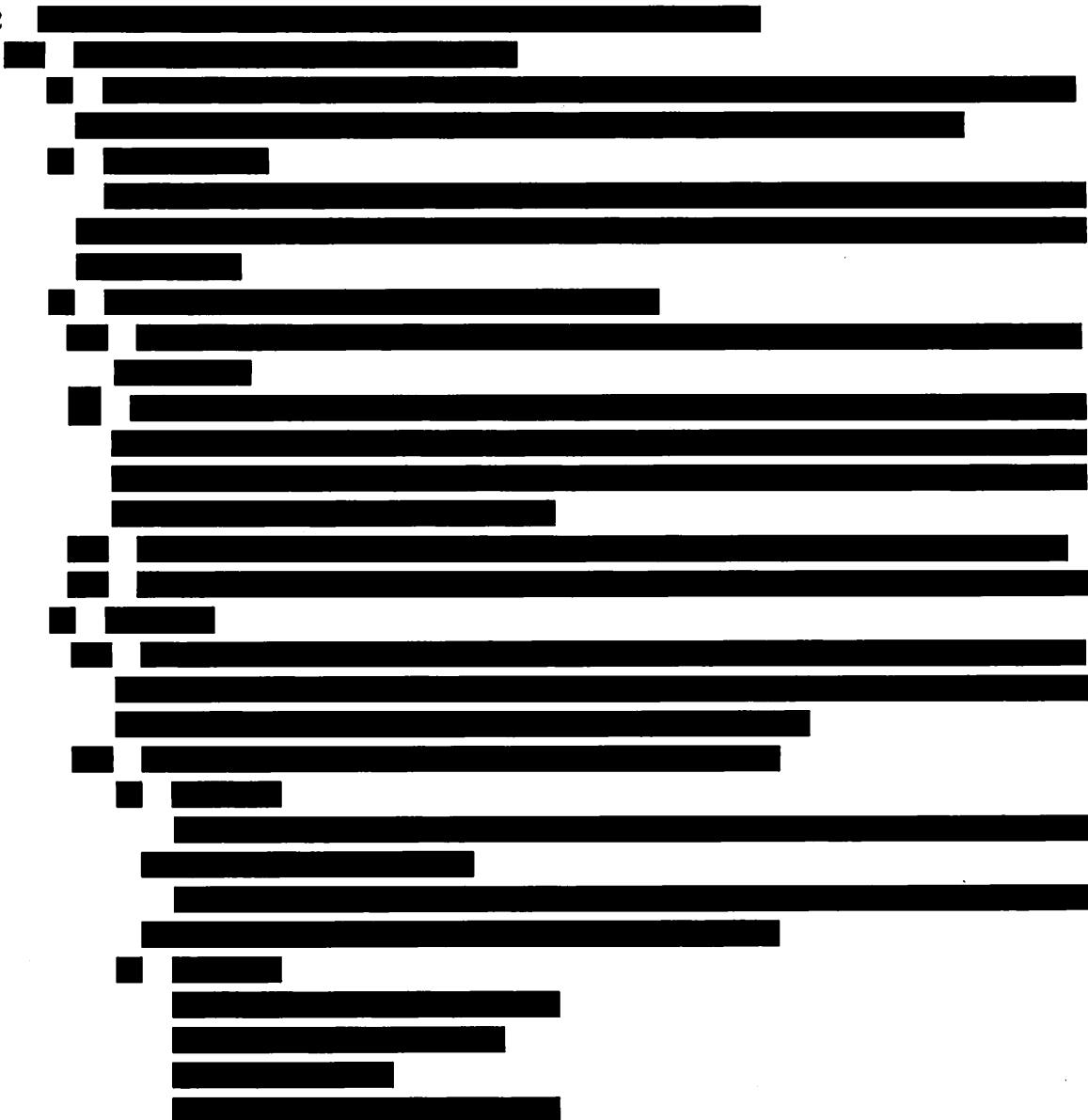
機能 詳細 No.	分類	要件の概要	要件機能詳細
65			
66			
67			
68			
69			
70			
71			
72			
73			
74			

### アプリケーション開発

1 アプリケーション開発については、セキュアプログラミングのスキルが必要とされるため、セキュアプログラミングの専門知識を前提として以下の仕様を含む画面・DBを作成し、利用者検索及び検索結果の画面を表示できる機能を実装すること。また、各アプリケーションは現行の機能・操作性（画面）を踏襲することを想定しているが、本紙に記載した内容に関わらず、合理的なアプリケーション構成、操作性の向上を図る機能等があれば提案すること。

なお、各アプリケーションにおける「チェックボックス」及び「プルダウン」で表示する項目については現行のものを踏襲する想定であるが、項目を追加する場合は最高裁判所と協議の上決定するものとする。

2



## 才 確認画面

入力内容を確認し、間違いがなければ「登録」ボタンを押下して完了画面に遷移し、間違いがある場合は「戻る」ボタンを押下して入力に戻り修正が行えるようにする。

## 力 完了画面

傍聴券交付情報が「公開」又は「非公開」が行われた旨、公開先 URL を表示すること。

## キ プレビュー画面

「公開」又は「非公開」の状態、登録された公開期間、公開先 URL 及びエ(イ)の登録内容を表示すること。

## ク 検索機能

(ア) 登録した傍聴券交付情報は、裁判所ウェブサイト内の傍聴券交付情報ページにおいて裁判所名を選択することで、該当の裁判所の情報を閲覧することができるようとする。

(1) 閲覧項目は以下のとおりとする。

裁判所名（裁判所名、支部名、部名）

### 日時・場所（交付期日、時間、集合場所）

事件名 (事件名、事件番号)

### 備考（抽選に関する情報等）

(ウ) 検索した結果、閲覧対象が存在しない場合には、「該当する傍聴券交付情報  
がありませんでした。」と記載された画面を表示させる。

## (2) 判例登録／検索システム（裁判所ウェブサイト）

ア 裁判所ウェブサイトの判例登録／検索システムは、以下の6つの判例集から構成されており、それぞれの判例集における登録／検索方法はイないしキに示す内容とする。

